

多度津町公告第38号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び多度津町契約規則(平成17年多度津町規則第23号)第7条の規定により公告する。

令和8年10月14日

多度津町長 丸尾 幸雄



第1 入札に付する事項

- 1 委託業務名 令和8年度 多度津町造船振興計画策定業務委託
- 2 仕様等 別添仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- 4 委託業務場所 別紙仕様書による。
- 5 入札書に記載する金額

入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札保証金 免除

第2 入札に参加する者に必要な資格等

この入札に参加する者に必要な資格は、単体企業であって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。)

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた後に、多度津町の入札参加資格審査を受けたもの。

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた後に、多度津町の入札参加資格審査を受けたもの。

(3) 下記の要件をすべて満たす業務委託の元受受託者として受託実績のあること。

ア 四国内の地方公共団体が発注した造船振興計画策定に係る業務実績を有する者であること。

イ 瀬戸内海での公有水面埋立願書作成に係る業務の実績を有する者であること。

ウ 建設コンサルタント登録の「港湾及び空港」を有すること。

エ 技術士(港湾及び空港)が在籍していること。

(4) 国税及び地方税に未納がないこと。

第3 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、上記2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することはできない。

(1) 提出書類

①一般競争入札参加資格確認申請書

②上記第2(3)に掲げる条件に関する書類等

③印鑑登録証明書の写し(入札参加資格確認申請、入札書、委任状等に押印する実印の証明書で、発行の日から3ヶ月以内のもの。)

④登記事項全部証明書の写し(ただし、発行の日から3ヶ月以内のもの)

の。)

⑤完納証明書又は法人住民税納税証明書の写し(多度津町で課税がある場合は、多度津町が発行する完納証明書、多度津町で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人住民税納税証明書(ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。)。いずれも発行の日から3ヶ月以内のもの。)

⑥法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)の写し(ただし、発行の日から3ヶ月以内のもの。)

(2) 提出期間

①受付日時 令和8年10月15日(木)から令和8年10月26日(月)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

②受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後5時までとする。

(3) 提出場所 多度津町総務課管財契約係

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

TEL: 0877-33-1110

FAX: 0877-33-2550

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、上記(2)の期限までに必着のこと。また、封筒に「令和8年度多度津町造船振興計画入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(5) 入札参加資格の決定

申請書類に基づく審査結果は、令和8年10月30日(金)までに書面による通知を送付する。(期日までに通知がない場合は、確認の電話をすること。)

(6) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、その理由について多度津町に対して、書面で説明を求めることができる。

① 提出期限 令和8年11月6日(金)午後5時まで

- ② 提出場所 上記（３）に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。
- ④ 回 答 令和８年１１月１２日（木）までに書面で通知する。

（７） 設計図書の貸出

- ① 貸出方法 入札参加希望者に、設計書、及び仕様書（以下「設計図書」という。）を電子媒体により貸し出すものとする。
- ② 貸出期間 令和８年１０月１５日から入札当日まで。
- ③ 貸出時間及び場所 （２）②の時間及び上記（３）の場所

（８） 設計図書に関する質疑

設計図書に関する質疑は、令和８年１１月６日（金）までに持参、郵送又はファクシミリにより提出すること（提出場所は上記（３）に同じ。）。

なお、質疑に対する回答は、令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月１６日（月）までの期間、当町ホームページに掲載する。

第４ 入札説明会 実施しない。

第５ 入札の日時及び場所

（１） 入札の日時及び場所

- ① 日時 令和８年１１月１７日（水）午前 ９時３０分
- ② 場所 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目３番９５号
多度津町地域交流センター１階ルーム１

（２） 開 札 入札終了後、直ちに上記（１）②の場所で行う。

（３） 入札方法 入札書を持参し提出すること。郵送による入札は認めない。

（４） 留意事項

①入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

②入札参加者は入札執行の時刻までに受付を行い、入札参加資格確認通知書の写しの提出及び入札参加者の本人確認ができるもの（運転免許証・保険証・名刺等）の提示をすること。なお、代理人をして入札させるとき

は、併せて委任状を提出すること。提出書類に不備がある者は、入札に参加できない。

③入札価格が予定価格を超える場合は、再入札する。再入札は2回を限度とし、入札回数は計3回とする。

④入札参加資格の確認を受けた者で入札を辞退する者は、入札日の前日16時までに入札辞退届を提出すること。（提出場所は上記3（3）に同じ。）

第6 入札の無効

上記第2に示した入札参加資格のない者又は入札条件に違反した者が提出した入札書は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において上記第2に掲げる要件を満たさなくなった者が行った入札は、無効とする。

入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消すものとする。

第7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

第8 契約書の作成

落札者決定後に、落札者は多度津町との間で契約書を作成し締結する。

落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が上記2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

第9 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (2) 当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び落札者の負担とする。
- (3) 入札関係書類等は、多度津町ホームページからダウンロードすること。
- (4) その他上記に記載がない事項については、多度津町競争入札心得の定めるところによる。

第10 入札関係書類（ホームページ掲載）

- (1) 多度津町契約規則
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (5) 質疑書
- (6) 入札書
- (7) 入札書の書き方及び入札用封筒記載例
- (8) 委任状
- (9) 入札辞退届
- (10) 多度津町競争入札心得